

事 務 連 絡
平成28年10月31日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長
(公 印 省 略)

平成28年熊本地震に伴う事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の
納期限等の指定について

平成28年熊本地震に係る事業主掛金及び企業型年金加入者掛金については、「熊本県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例」（平成28年厚生労働省告示第222号）及び「熊本県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第235号）により、納期限の延長が認められているところです。

今般、「熊本県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金に関する確定拠出年金法施行規則第十六条の二第一項及び第二項に規定する厚生労働大臣が定める日を指定する件」（平成28年厚生労働省告示第387号及び第388号。別紙参照。）により、熊本県に所在地を有する実施事業所の事業主掛金及び熊本県に住所を有する企業型年金加入者又は熊本県に所在地を有する実施事業所の事業主を介して納付する企業型年金加入者の企業型年金加入者掛金の延長後の納期限等が定められたので、貴管下の企業型年金を実施する事業主への周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 延長後の納期限

- (1) 平成28年11月30日
- (2) 平成28年12月16日

2. 延長後の納期限が定められた地域

1. (1) は、別表1に示す熊本県の各地域

1. (2) は、別表2に示す熊本県の各地域

3. 対象となる事業主掛金及び企業型年金加入者掛金

- ・別表1は、平成28年11月29日までに納付するものとされる事業主掛金及び企業型年金加入者掛金（平成28年3月31日までに納付するものとされた事業主掛金及び企業型年金加入者掛金を除く。平成28年3月分から平成28年9月分までの掛金等）
- ・別表2は、平成28年12月15日までに納付するものとされる事業主掛金及び企業型年金加入者掛金（平成28年3月31日までに納付するものとされた事業主掛金及び企業型年金加入者掛金を除く。平成28年3月分から平成28年10月分までの掛金等）

○平成28年11月30日を延長後の納期限とする地域（別表1）

都道府県名	地域
熊本県	八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、上益城郡嘉島町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、天草郡苓北町

○平成28年12月16日を延長後の納期限とする地域（別表2）

都道府県名	地域
熊本県	熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡益城町

○厚生労働省告示第三百八十七号

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）第十六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、熊本県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例（平成二十八年厚生労働省告示第二百二十二号）第二号において別途厚生労働省告示で定めることとされている日のうち、次に掲げる地域に所在地を有する実施事業所の事業主、当該地域に住所を有する企業型年金加入者又は当該地域に所在地を有する実施事業所の事業主を介して企業型年金加入者掛金を納付する企業型年金加入者に係るものについて、平成二十八年十一月三十日とする。

平成二十八年十月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

都道府県名	指定地域
	八代市 人吉市 荒尾市 水俣市 玉名市 山鹿市

熊
本
県

菊池市

宇土市

上天草市

宇城市

阿蘇市

天草市

合志市

下益城郡美里町

玉名郡玉東町

玉名郡南関町

玉名郡長洲町

玉名郡和水町

菊池郡大津町

菊池郡菊陽町

阿蘇郡南小国町

阿蘇郡小国町

阿蘇郡産山村

阿蘇郡高森町

上益城郡嘉島町

上益城郡甲佐町

上益城郡山都町

八代郡氷川町

葦北郡芦北町

葦北郡津奈木町

球磨郡錦町

球磨郡多良木町

球磨郡湯前町

球磨郡水上村

球磨郡相良村

球磨郡五木村

球磨郡山江村

球磨郡球磨村

球磨郡あさぎり町

天草郡苓北町

○厚生労働省告示第三百八十八号

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第一百七十五号）第十六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、熊本県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例（平成二十八年厚生労働省告示第二百二十二号）第二号において別途厚生労働省告示で定めることとされている日のうち、次に掲げる地域に所在地を有する実施事業所の事業主、当該地域に住所を有する企業型年金加入者又は当該地域に所在地を有する実施事業所の事業主を介して企業型年金加入者掛金を納付する企業型年金加入者に係るものについて、平成二十八年十二月十六日とする。

平成二十八年十月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

都道府県名	指定地域
熊本県	熊本市 阿蘇郡西原村 阿蘇郡南阿蘇村 上益城郡御船町 上益城郡益城町